

(工事の対価等に増額があった場合)

14 改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する「工事（製造を含む。）の請負に係る契約」に係る対価が指定日以後に増額された場合には、その増額された対価の部分について同項の規定の適用を受けることができないのであるが、その増額された対価の部分については、その増額が工事（製造を含む。）に係る目的物の引渡し以前に確定した場合にはその引渡しの日を含む課税期間、引渡し後に確定した場合にはその確定した日を含む課税期間における消費税の課税標準額に算入するのであるから留意する。

(注) 工事（製造を含む。）の請負契約において、当該契約に係る役務の提供の性質上、当該契約に係る目的物の対価の額をあらかじめ定めることができないものにつき、あらかじめ定めた単価の額（一の役務の提供を単位とする対価をいう。）にその目的物に係る役務の提供量を乗じた金額を当該目的物に係る対価の額とすることを定めている場合に、その単価の額に増額があったときは、その増額された部分の金額にその目的物に係る役務の提供量を乗じて計算した金額について、この取扱いを適用する。